

## 入札参加資格停止措置の概要

### 1 入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

| 業者名     | 区分 | 住 所                     | 入札参加資格停止期間                         |
|---------|----|-------------------------|------------------------------------|
| 株式会社浅沼組 | 工事 | 大阪市浪速区湊町 1-2-3 マルイト難波ビル | 2月間<br>(令和4年10月28日～<br>令和4年12月27日) |

### 2 事実概要

株式会社浅沼組の元千葉営業所長が、令和2年4月、千葉県市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者から事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕され、同年8月16日に起訴されたため。

### 3 入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第2(15)イに該当する。  
(期間：当該認定をした日から2月以上24月以内)

## 入札参加資格停止措置の概要

### 1 入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

| 業者名         | 区分             | 住 所                       | 入札参加資格停止期間                                       |
|-------------|----------------|---------------------------|--|
| 西日本電信電話株式会社 | 工事<br>委託<br>物品 | 大阪府大阪市都島区<br>東野田町 4-15-82 | 1 月間<br>(令和 4 年 10 月 28 日 ~<br>令和 4 年 11 月 27 日) |
| 中外テクノス株式会社  | 委託             | 広島県広島市西区横<br>河新町 9-12     | 2 月間<br>(令和 4 年 10 月 28 日 ~<br>令和 4 年 12 月 27 日) |

### 2 事実概要

公正取引委員会が、広島県又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等の参加業者に対し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして令和 4 年 10 月 6 日付で、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### 3 入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第 2（12）に該当する。  
（期間：当該認定をした日から 2 月以上 18 月以内）

西日本電信電話株式会社については、公正取引委員会の課徴金減免制度の適用業者であるため、射水市入札参加資格停止要領第 4 条（資格停止の期間の特例）第 3 項の規定により、2 月の資格停止期間を 2 分の 1 短縮し 1 月とする。

課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。

## 入札参加資格停止措置の概要

### 1 入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

| 業者名       | 区分       | 住 所                  | 入札参加資格停止期間                                       |
|-----------|----------|----------------------|--|
| 株式会社ニチイ学館 | 委託<br>物品 | 東京都千代田区神田<br>駿河台 4-6 | 1 月間<br>(令和 4 年 10 月 28 日 ~<br>令和 4 年 11 月 27 日) |

### 2 事実概要

公正取引委員会が、愛知県及び岐阜県所在の公立病院等が発注する医療事務の入札等の参加業者に対し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして令和 4 年 10 月 17 日付けで、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### 3 入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第 2（12）に該当する。  
（期間：当該認定をした日から 2 月以上 18 月以内）

上記業者については、公正取引委員会の課徴金減免制度の適用業者であるため、射水市入札参加資格停止要領第 4 条（資格停止の期間の特例）第 3 項の規定により、2 月の資格停止期間を 2 分の 1 短縮し 1 月とする。

課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。